

嘉麻市貨物自動車運送事業継続支援金交付規程

(目的)

第1条 この告示は、燃料費等物価高騰による厳しい経営状況のなか、事業を継続して実施している市内の貨物自動車運送事業者の負担の軽減を図るため、運送事業の運営に支障が生じている貨物自動車運送事業者に対する、予算の範囲内における嘉麻市貨物自動車運送事業継続支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(交付対象事業)

第2条 支援金の交付対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業、同条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業及び同条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業をいう。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事業

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に本店若しくは営業所等を有する法人又は個人事業者のうち交付対象事業を経営する者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 貨物自動車運送事業に必要な許認可等を受けており、支援金の受領後も当該事業を継続する意思があること。
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (3) 嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成21年嘉麻市条例第24号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないこと。

(交付対象車両)

第4条 支援金の交付対象となる車両は、交付対象事業の用に供するもので、交付対象者が所有し、又はリースにより借受け、かつ、現に使用している車両のうち、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第58条第2項に規定する自動車検査証に記録された事項について、次の要件を満たしている車両とする。ただし、被牽引車及び二輪車は

除く。

- (1) 「登録年月日／交付年月日」欄に記載される年月日が令和7年10月1日以前であること。
- (2) 「使用の本拠の位置」欄に記載される住所が、市内の住所地であること。
- (3) 「有効期間の満了する日」欄に記載される年月日が、支援金の交付を申請する日（以下「申請日」という。）以降であること。

（支援金の額）

第5条 支援金の額は、車両法第3条に定める自動車の種別ごとに次に掲げる交付対象車両1台当たりの額に、交付対象車両の台数を乗じて得た額の合計額とし、30万円を上限とする。

- (1) 普通自動車 40,000円
- (2) 小型自動車 20,000円
- (3) 軽自動車 10,000円

（交付申請）

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、嘉麻市貨物自動車運送事業継続支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象事業を営むために必要な許可書又は更新許可書、国土交通大臣への経営届出書その他これらに準ずるものの写し
- (2) 交付対象車両の一覧表（様式第2号）及び当該車両の自動車検査証の写し（電子化された自動車検査証にあっては、自動車検査証記録事項の写し）
- (3) 確定申告書や帳簿書類等、貨物自動車運送事業を営んでいることが証明できる書類の写し
- (4) 個人事業者にあっては、申請者の本人確認書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、申請日の属する年度において1交付対象者につき1回限りとする。

（交付決定及び通知）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を

審査し、支援金の交付の可否を決定し、嘉麻市貨物自動車運送事業継続支援金（交付・不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知しなければならない。

（支援金の請求及び交付）

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに嘉麻市貨物自動車運送事業継続支援金交付請求書（様式第4号）に交付決定者名義の振込口座通帳の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があった場合は、速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金の交付決定の取消し及び返還）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) その他市長が支援金の交付決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、期限を定めて当該支援金を返還させることができる。

（調査等）

第10条 市長は、支援金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、資料の提出を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（嘉麻市補助金等交付規則との関係）

第11条 この告示に定めのない支援金の交付手続等については、嘉麻市補助金等交付規則（平成18年嘉麻市規則第49号）の定めによらなければならない。

（補則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（この告示の失効）

- 2 この告示は、令和 8 年 5 月 3 1 日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、この告示の失効前に交付した支援金については、第 9 条及び第 1 0 条の規定は、なおその効力を有する。